

斷の越度甚し、去れば此者を捕て出す時は、御仕置尤御制法礫の掟なり、然る時は關所の役人も淺深なし咎にて、番頭を始多くの人の落命無疑。○下略

〔西遊雜記九〕薩摩の米津より肥後の水股迄三里半、此間國境の標木雙方たつ、鹿兒島札の辻より三十六丁道にて二十六里三十丁、熊本札の辻迄二十五里二十九間、肥後侯の番所は袋村といふにあり、往來の人をさしてあらためず、薩摩の番所にて旅人の改めむつかし、然れども同道に拔道幾筋もあれば、肥後水股佐鋪の商人薩州への往來は、皆ぬけ道を入るといへり、

〔嘉永明治年間錄十三〕常野兩州騷亂之記

元治元年、賊徒中仙道福島ノ關ヲ越ユ、

從夫賊徒追々打越し、十一月廿九日、中仙道木曾路の内、福島ノ御關所へ賊徒相懸り候、口上の大意、拙者共一橋卿へ兼て申合せし事も有之候に付、今般上京致し候、右に付御關所罷通ると演説して、悠々と相通り候由、右に付、關守山村甚兵衛より、斯々の次第にて支る事相叶はず、無據御關所を相通し候段、京都へ注進致し候由、

雜載

〔日本書紀持三十〕十年八月甲午、以直廣壹授多臣品治、並賜物、褒美元從之功、與堅守關事、

〔續日本紀元四〕和銅二年九月己卯、遣從五位下藤原朝臣房前于東海東山二道、檢察關、刻巡省風俗、

〔續日本紀元五〕和銅五年九月乙未、禁取三關人爲帳內資人、

〔十訓抄十二〕清原滋藤は、其身征夷使軍監の武藝にいたりしかども、文の方たくみなりけり、○中略

此人は忠文民部卿將軍の宣旨を蒙りて、將門追討のためにあづまへ下りける時、伴へりける、駿河國清見が關について、海のはたにやどりたりけるに、

漁船火影寒燒浪 驛路鈴聲夜過山と云古き詩を詠じたりければ、折ふし心すみて將軍涙落しけり、この詩は杜荀鶴が臨江驛に宿りて作りけり、旅宿の夜のおもひ、同心通ひけん心すこ